

白山ユネスコエコパークロゴマーク使用要綱

白山ユネスコエコパーク協議会

(目的)

第1条 この要綱は、白山ユネスコエコパークを多くの方に知っていただき、少しでも親しみを感じていただけることを目的とする、白山ユネスコエコパークロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの基本デザインは別表のとおりとする。

(使用媒体等)

第3条 ロゴマークは、白山ユネスコエコパークのPRとイメージアップを図るために制作される次の媒体等に使用することができる。

- (1) パンフレット、ちらし、ポスター、のぼり、懸垂幕、タペストリー等の印刷物
- (2) 案内看板
- (3) 名刺、名札
- (4) バッチ、缶バッチ等のノベルティグッズ
- (5) ゴム印
- (6) 自動車等への表示
- (7) その他、白山ユネスコエコパークのPRとイメージアップに資すると白山ユネスコエコパーク協議会会長（以下「会長」という。）が認めたもの

(使用時の厳守事項)

第4条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ロゴマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (2) ロゴマークの色は、別表で定める色を使用すること。
- (3) 文字は別表で定める表記とし、できる限り同じフォントを使用すること。
- (4) 背景色は白色を使用すること。なお、ロゴマークの周囲に枠線等を設ける場合は、第5条に定める使用承認申請書により承認を受けること。

2 有償で提供される商品にロゴマークを使用する場合は、ロゴマークと併せて次の文言又は、それに準じる表示をすること。ただし、白山ユネスコエコパーク協議会又は、白山ユネスコエコパーク協議会を構成する自治体及び団体が使用する場合、その他、会長が特に認める場合を除く。

- ・白山ユネスコエコパークを応援しています
- ・白山ユネスコエコパークに賛同しています
- ・白山ユネスコエコパークで活動しています

(使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ白山ユネスコエコパークロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)と企画書等を添付して会長へ提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 白山ユネスコエコパーク協議会使用する場合
- (2) 白山ユネスコエコパーク協議会を構成する自治体及び団体が白山ユネスコエコパークの普及啓発活動として使用する場合
- (3) 白山ユネスコエコパーク協議会の後援又は共催名義の使用許可を受けた事業
- (4) その他、会長が特に認める場合

(ロゴマークの使用承認決定及び通知)

第6条 会長は、申請者から提出された申請書等を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、白山ユネスコエコパークロゴマーク使用承認決定通知書(様式第2号)により、使用させることが不相当であると認めるときは、白山ユネスコエコパークロゴマーク使用不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 会長は、前項の審査に当たっては、次の各号のいずれかに該当する使用目的のものについては、使用承認を行わないものとする。

- (1) 専ら営利又は個人の名声を目的とするもの
- (2) 特定の政党若しくは政治又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者が使用するもの
- (4) その他会長が定める要件に該当しない場合

(変更使用承認申請)

第7条 ロゴマークの使用が承認された者(以下「ロゴマーク使用者」という。)は、使用方法等に変更が生じた場合は、すみやかに白山ユネスコエコパークロゴマーク使用変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付して会長に提出し、会長の決定を受けなければならない。

(変更承認の決定及び通知)

第8条 会長は、前条に規定する使用変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、変更の承認の可否について決定し、白山ユネスコエコパークロゴマーク使用変更承認・不承認決定通知書(様式第5号)によりロゴマーク変更承認申請者に通知する。

(著作権及び使用权)

第9条 ロゴマークの著作権及びロゴマークに関する権利は全て白山ユネスコエコパーク協議会に属し、ロゴマーク使用者には使用承諾された方法のみでしかロゴマークを使用できない。

2 ロゴマーク使用者は第三者にその権利を譲渡又は貸与することはできない。

(ロゴマーク使用者の責任)

第10条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任を負うものとする。

2 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に関して問題が発生した場合には会長へ書面にて報告するとともに、すみやかに対応を講じなければならない。

(ロゴマークの使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は当分の間無料とする。

(使用承認の取り消し)

第12条 会長は、ロゴマーク使用者が使用承認決定時の目的及び条件を変更したとき、又はロゴマークの使用がこの要綱の趣旨に合わないと認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(使用物の提出)

第13条 ロゴマーク使用者は、使用承認に係る使用物の完成後、その完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、会長とロゴマーク使用者とで協議をする。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

別表（第2条関係）

白山ユネスコエコパークロゴマーク基本デザイン

<p>図形 カラーバージョン</p>	
<p>図形 モノクロバージョン</p>	
<p>文字・和文表記 カラーバージョン</p>	<p>白山ユネスコエコパーク</p>
<p>文字・和文表記 モノクロバージョン</p>	<p>白山ユネスコエコパーク</p>
<p>文字・英文表記 カラーバージョン</p>	<p>Mount Hakusan Biosphere Reserve</p>
<p>文字・英文表記 モノクロバージョン</p>	<p>Mount Hakusan Biosphere Reserve</p>
<p>色の指定</p>	 <p>DIC2561 C:100 M:50</p> <p>DIC2505 M:80 Y:50</p>